



Tel.052-846-4001
<http://www.us1130.co.jp>

社 名 株式会社 ユーエス計画研究所
設 立 平成2年11月30日
資 本 金 1,000万円
資 格 ・ 登 録 一級建築士事務所
所 在 地 〒453-0012
名古屋市中村区井深町1番1号
新名古屋センター本陣街230
従 業 員 数 10名
取引金融機関 三菱東京UFJ銀行 栄町支店
業 務 エ リ ア 愛知県・岐阜県・三重県（その他応相談）

保存版

建物の健康 私たちがお守りします

建物の寿命を延ばすための健康診断
「定期報告」のご案内

平成20年4月の法改正により、建物の所有者・
管理者には**定期報告**が義務づけられました。



豊富な知識と経験を活かし 定期報告を全力でサポートします

1 定期報告の目的

人間と同じように建築物も健康を維持するための健康診断が必要です

完成してすぐの建築物は法律に適合し、安全性も確認され、設備機器も十分機能しています。しかし、時間の経過や使用状況によって建築物は劣化し、設備機器も十分機能なくなってしまう。そうすると、思わぬ災害やトラブルが発生することも大いに考えられます。例えば劣化した外壁タイルの落下による事故であったり、火災や地震のような災害の際、二次災害に発展する可能性が高くなることなどです。また、それらの事故や災害から、建築物の所有者・管理者が社会的な責任を問われる場合もあります。そのような状態になる前に、定期的に調査や検査をし、事故を未然に防ぐことが必要です。定期報告制度は、建築物や昇降機などの定期的な調査や検査の結果を報告することによって、所有者・管理者に義務づけることにより、建築物の安全性を確保することを目的としています。

罰則について

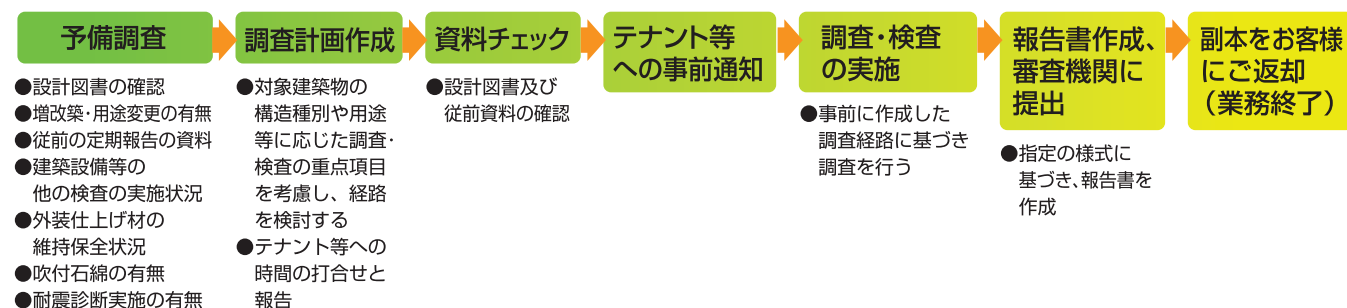
定期報告制度は、建築基準法で定められた制度です。法的義務の制度である以上その制度の趣旨に反する行為をした場合は、罰則の対象となります。建築基準法第101条では、報告の義務があるのに報告をしなかった者や虚偽の報告をした者は100万円以下の罰金刑に処されると規定されています。

2 定期報告の内容と調査・検査の流れ

定期報告は調査と検査から成り立ちます

	調 査	検 査
調査（検査）対象	特殊建築物	建築設備
名 称	定期調査	定期検査
期 間	隔年/毎3年	毎年
必 要 条 件	1、2級建築士又は特殊建築物等調査資格者による調査	1、2級建築士又は建築設備検査資格者による検査
報告すべき検査（調査）内容の例	●避難通路等の敷地状況 ●基礎、土台、壁等の構造体 ●落下危険物の状況 ●外壁の防火構造、防火区画、防火戸 ●避難階段の状況 ●採光、換気設備の状況	●換気設備 ●排煙設備 ●非常用照明設備 ●給排水および排水設備

調査・検査は以下のような流れで行います



3 ユーエス計画研究所の定期報告

弊社は設計事務所としての経験から建物をより良くする方法を知っています

私達は設計事務所として、様々な建築物の設計を手がけてきた建築の専門家です。現在お使いの建物に不具合があればそれをいち早く発見し、事故を未然に防ぐためのご提案や、より快適に過ごすためのご提案をさせていただくことが可能です。

さらに詳しい診断や耐震改修も承ります

他に日常生活や業務等で困りの点があればご相談下さい

定期報告制度は所有者、管理者様に対し、日々の劣化や不具合に気付いていただき、いざという時に機能しないことがないように、大まかな診断をし管理を促すものですが、弊社ではさらに詳細な、躯体の劣化診断や耐震診断などを行うことも可能です。弊社は耐震改修設計などの実績もあり、耐震改修も承まわっておりますので、通常の定期報告よりも、より安心で安全な建物とすることが出来ます。また、助成制度の活用もできますので、是非ご相談下さい。

耐震診断

劣化診断

耐震改修

助成制度の活用

弊社設計作品

公共建築物（設計委託）、民間の福祉施設、分譲・賃貸マンション、店舗など、幅広い分野・規模での設計実績の中から一例をご紹介します。



▲農業公園デンパーク（物品販売店舗）



▲道の駅 志野・織部（店舗）



▲桂・ミッシェナリー（高齢者優良賃貸住宅）



▲堀田眼科クリニック（診療所）



▲憩いの里大治田（老人ホーム）



▲アストラーレ浄心（事務所ビル）



▲菊井寮（賃貸マンション）



▲プログレッシブ岩塚（賃貸マンション）



▲ファミール藤が丘3番館（分譲マンション）